



UNION BUDGET

2022-23

Comprehensive analysis

Content

- ① はじめに
- ② 直接税に関する主要な変更点
- ③ 間接税に関する主要な変更点

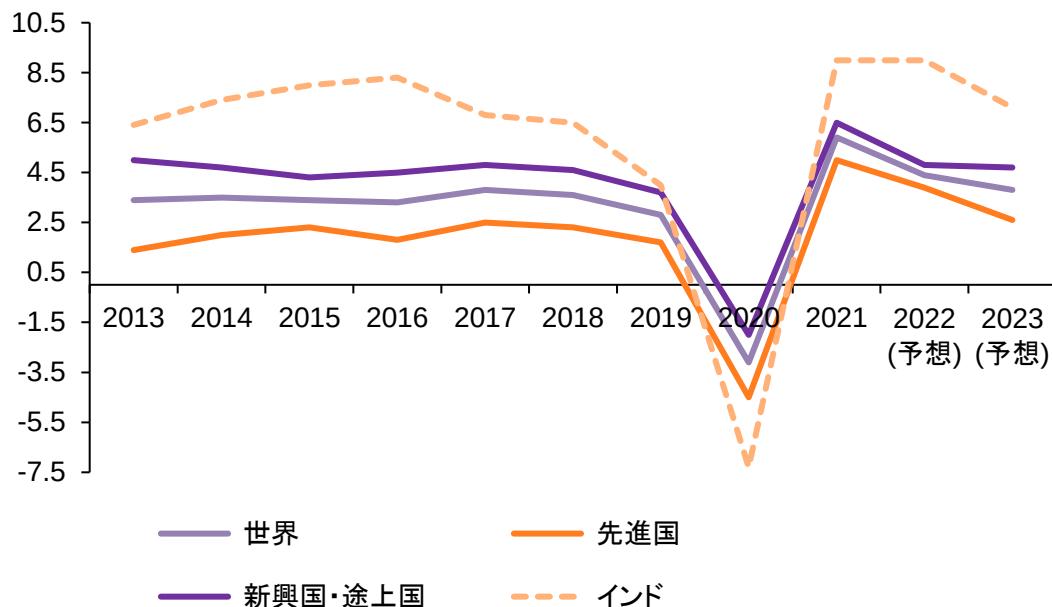


はじめに

世界経済概観

世界のGDP成長率の推移

コロナの感染拡大からの世界経済の回復と懸念材料



Source: World Economic Outlook, January 2022, IMF

- パンデミックの終息が見えない状況にもかかわらず、世界経済は回復基調にある。
- IMFによれば、2021年、2022年、2023年における世界経済の成長率は、それぞれ5.9%、4.4%、3.8%である。
- サプライチェーンの分断、燃料・エネルギー価格を主因としたインフレの上昇、予想以上に緩慢な消費の伸び、Covid-19の動向が大きな課題となるだろう。

世界経済概観

国別GDP推計値(兆米ドル)

インド及び中国のGDPの成長が著しい

		2020	2021
	USA	20.89	22.06
	中国	14.72	19.92
	日本	5.06	5.14
	ドイツ	3.85	3.95
	インド	2.78	3.27
	UK	2.76	2.96
	フランス	2.63	2.80

- インドは、主要な成長国の一つとして、主要な役割を果たすことが期待されている。
- インドのGDPはわずか7年間で倍増し、2007年の1兆米ドルから2014年には2兆米ドルに達した。
- インドの2021年のGDP推計値は3.27兆米ドル(2019年のIMFの推計値に基づいて換算)である。

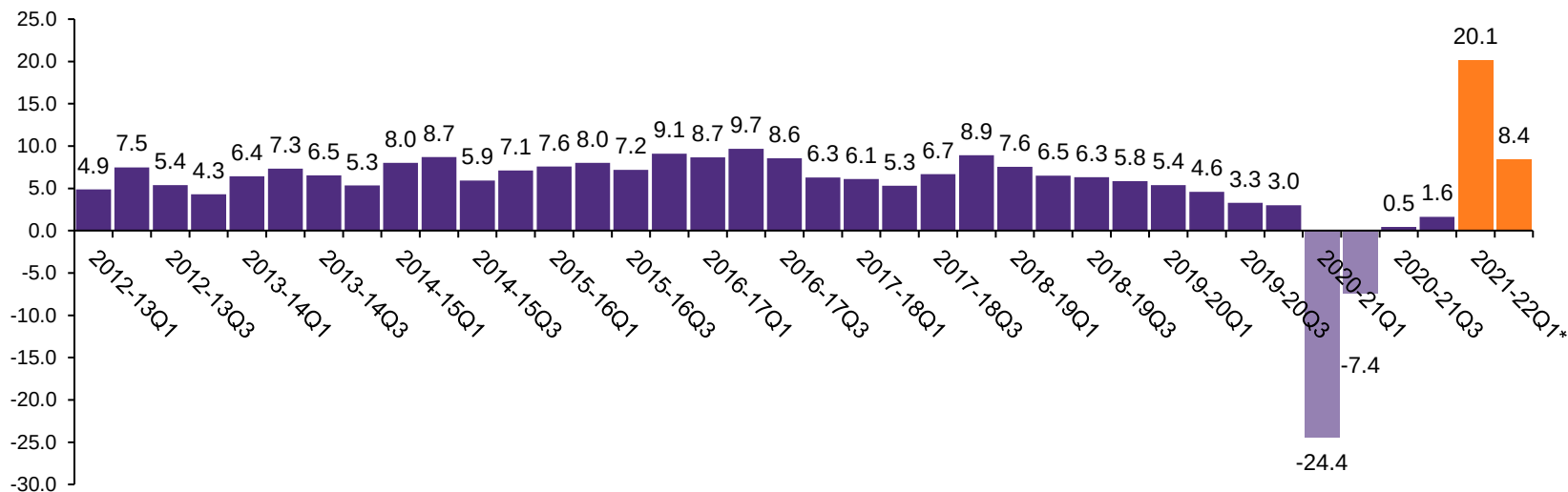
Source: 2019 IMF estimates

インド国内経済概観

四半期GDP (前年同期比伸び率)の推移

Covid-19第一波からのGDP成長率の反転

- GDP成長率は2021年に急反発し、政府の試算によると、2021年のGDP成長率は9.2%と、パンデミック前の水準(2019年)を上回ると予想されている。
- 2021年度第1四半期及び第2四半期のGDP成長率は、供給制約の緩和とワクチン接種の広がりにより前年同期比で成長した。2020年のロックダウン時期と比較すると、2021年度第1四半期と第2四半期のGDP成長率は、それぞれ20.1%と8.4%に達した。



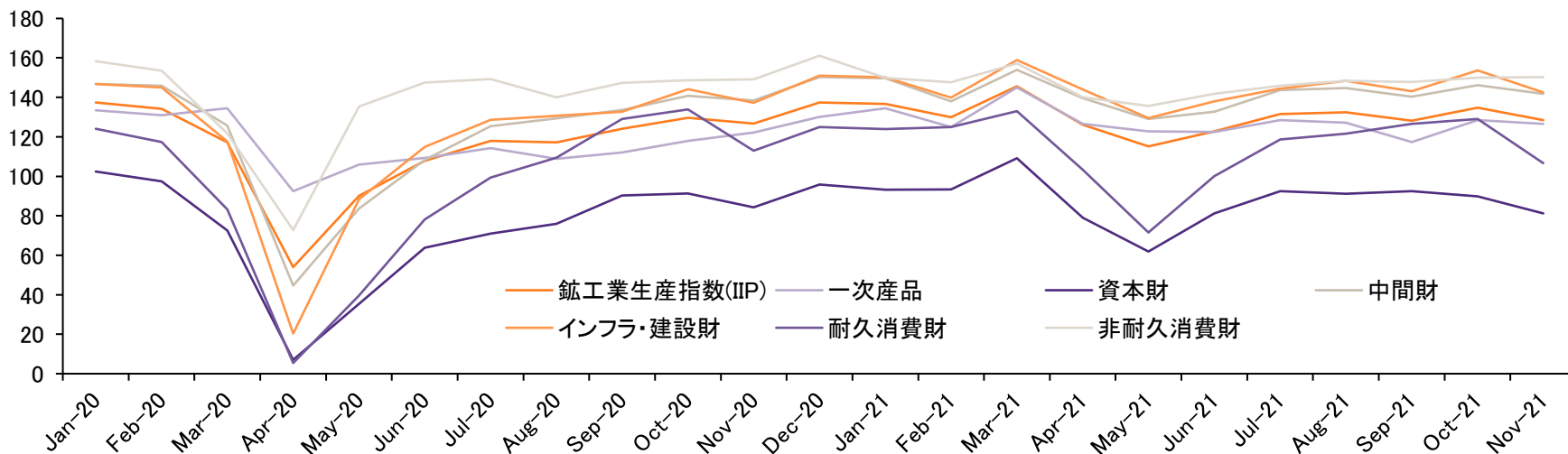
Source: NSO, MOSPI

インド国内経済概観

鉱工業生産指数の推移

産業部門のパンデミックからの回復と第3波の懸念

- 鉱工業生産指数(IIP)は、Covid-19の第1、第2波以降、急速に回復し、パンデミックに対する産業部門の復元力と急速な回復の可能性を示した。
- しかし、2021年11月のIIPは1.4%と先月の4%より低調に推移し、資本財・消費財が前年同月比でそれぞれ3.7%、5.6%減少したことが起因している。



Source: NSO, MOSPI

2022年度国家予算の概要

独立後100周年までの道筋

インド独立100周年までにインド政府は以下のビジョンを掲げている。

- 国民の福祉を充実させながら、マクロ経済成長に注力すること
- 経済発展・エネルギー転換・気候変動対応を可能にするデジタル経済・フィンテック・テクノロジーを促進すること
- 政府の資本的支出を伴う民間投資より好循環を生むこと

国家予算における4つの注力分野

PM GatiShakti:

経済変革・複数の交通手段・物流の効率化のためのインフラ投資(道路・鉄道・空港・港湾・大量輸送・水路・物流)

包摂的發展:

農業・MSME・女性・子供・教育・職業訓練・住宅に関するプロジェクト

生産性の向上・サンライズ分野への投資・エネルギー転換・気候変動対応

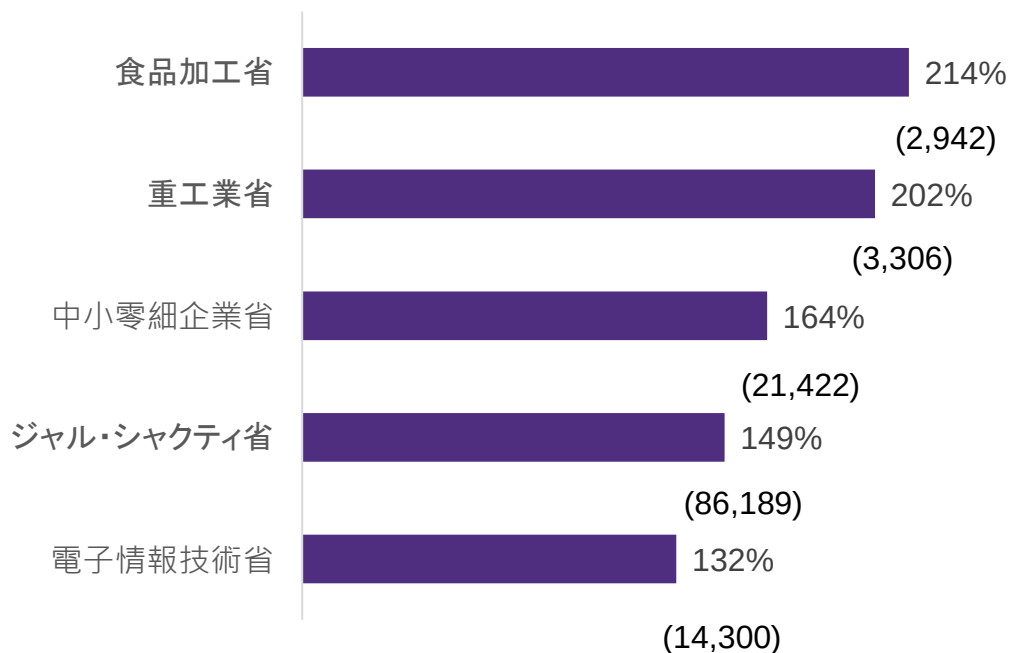
資金調達:

環境債、GIFTシティ、ベンチャーキャピタル・PE投資規制、Blended Finance、PPP、デジタル通貨、州政府への財政支援、債務管理

2022年度国家予算の注力分野

トップ5省の予算増加率(%)

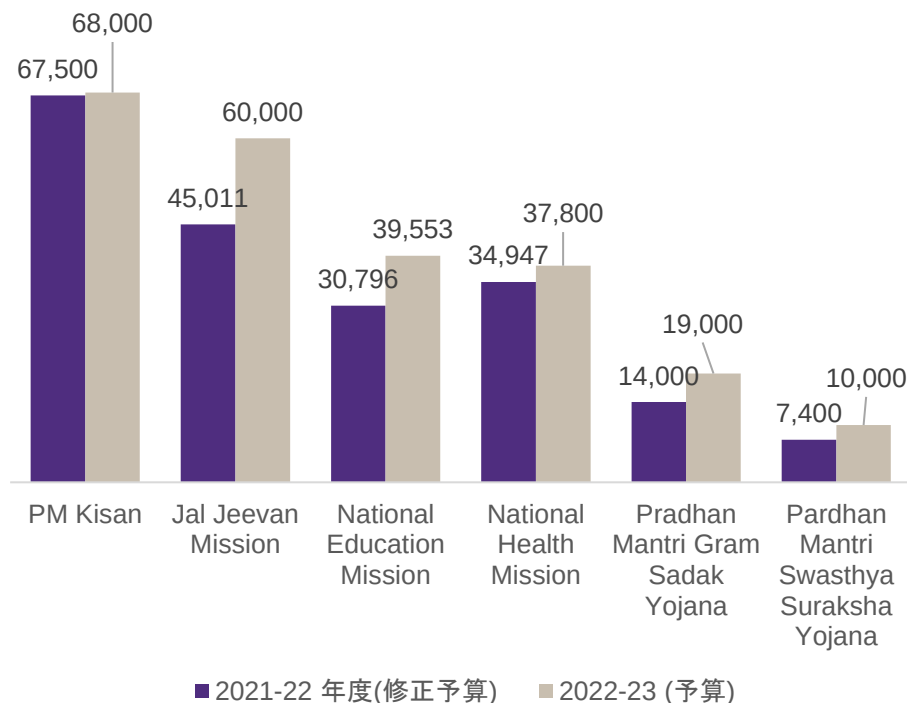
*()内は2022-23年度予算額(Rs. Crore)



- 省庁別の予算増加率のトップ5は、順に食品加工省、重工業省、中小零細企業省、ジャル・シャクティ省、電子情報技術省。以下が主な予算の増加要因。
- 食品加工省: PLI制度及びPMFME制度(零細食品加工企業への資金・技術・事業支援)。
- 重工業省: FAME制度(EV普及促進)への予算配分。
- 中小零細企業省: 政府による緊急信用保証制度の拡大。
- ジャル・シャクティ省: ガンガー清浄化計画、Atal Bhujal Yojana政策(地下水管理計画)、灌漑整備。
- 電子情報技術省: 大規模電子・ITハードウェア製造に関するPLI制度。

2022年度国家予算の注力分野

国家予算における主要プログラム(Rs. Crore)



- PM Kisan: 農家に対する所得補助制度。
- Jal Jeevan Mission: 安全かつ十分な飲料水を家庭に供給するための制度。
- National Education Mission (国家教育ミッション): 国家教育ミッションの中では、学校教育の機会の均等・公平な学習成果の観点から学校教育の改善、成人識字率の向上を実施。
- National Health Mission (国民医療ミッション): 医療制度の強化、生殖、母性、新生児、及び小児に関する保健サービス、感染症・非感染症疾患への対応を含む。
- Pradhan Mantri Gram Sadak Yojana: 農村部の道路整備計画。
- Pardhan Mantri Swasthya Suraksha Yojana: ヘルスケアサービス・医療教育に関する地域間不均衡是正のための制度。

2022年度国家予算の注力分野

インドにおける気候変動対策

- インドは二酸化炭素排出量世界第三位の国で、二酸化炭素排出量を燃料別にみると、石炭(64%)と石油(26%)が約90%を占めている。
- 2021年11月に開かれたCop 26(気候変動対策を協議する国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議)でのモディ首相の声明では、2070年までに二酸化炭素排出量に関してネットゼロを実現すると言及。

国家予算

産業分野:

- クリーンテック、ゼロ化石燃料政策の下での特別モビリティゾーン、EVで補完される都市部での公共交通機関の利用促進。
- EVエコシステムの構築のためのバッテリー交換政策の導入。
- エネルギーサービス企業を通じた、大規模商業ビルでのエネルギー効率化・蓄電方法の普及・促進(能力開発・エネルギー監査を含む)。

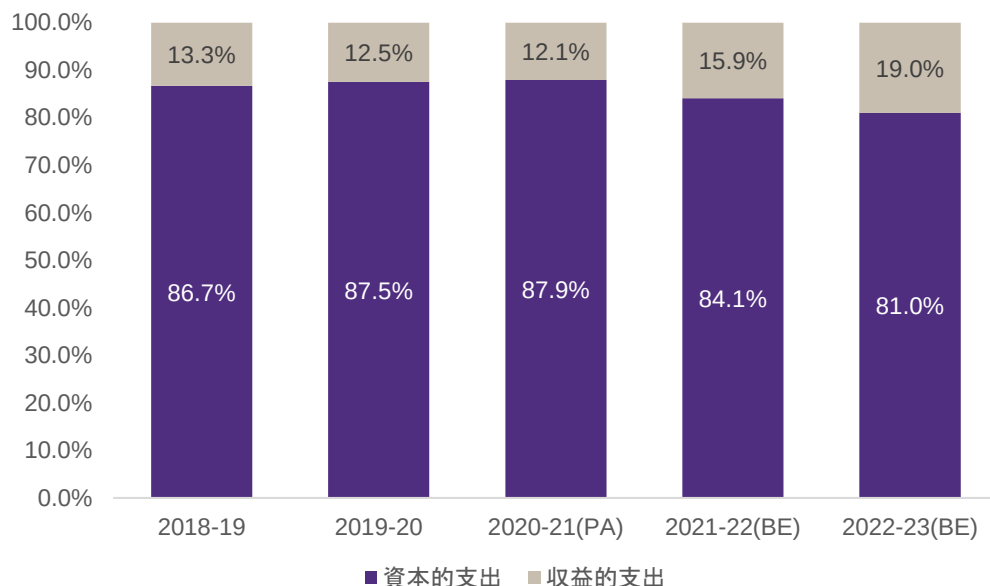
電力分野:

- 高効率太陽光PVモジュール製造に関するPLI制度への1950億ルピーの追加予算配分。
- 火力発電所における5-7%のバイオマスペレットの混焼発電。
- 石炭ガス化に関するパイロットプロジェクト
- グリーン国債の発行。

政府支出

政府支出の構成割合の推移(%)

資本的支出の割合の増加

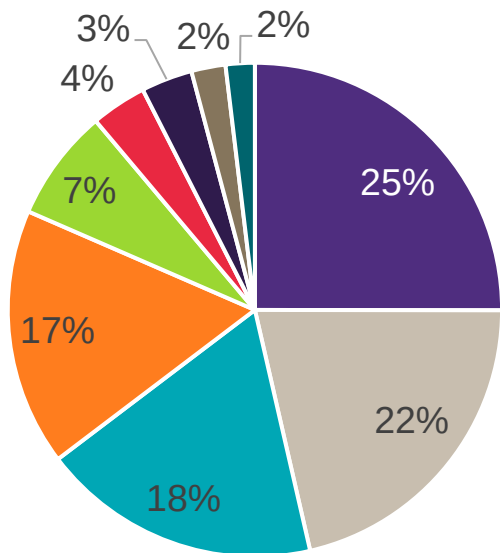


- 2022-23年度の政府支出合計は、前年予算比13.2%増の39.4兆円だった。
- 2022-23年度の資本的支出は、7.5兆ルピーで、前年度予算比35.3%の増加。政府支出合計に占める資本的支出の割合は前年度予算の15.9%から19.0%に高まった。

政府支出

資本的支出に関する省庁別予算(%)

インフラ整備のための予算配分



- 道路交通省
- 防衛省
- 鉄道省
- 財務省
- 通信省
- 住宅都市省
- その他
- 内務省
- 原子力省

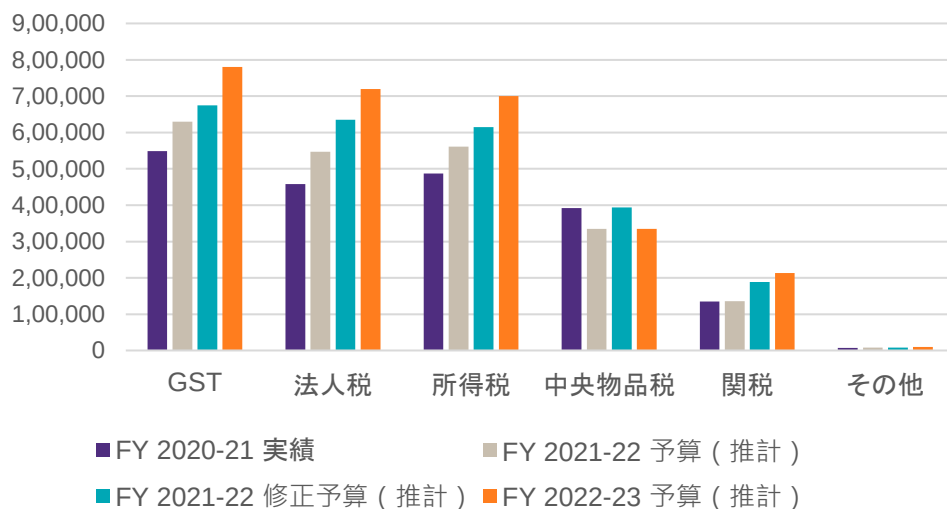
- 資本的支出は、主に道路交通省、防衛省、鉄道省、財務省に配分され、約82%を占めている。
- 道路交通省: 25,000kmの国道整備。
- 防衛省: 武器、海軍艦艇、戦闘機などの購入。防衛装備品購入費の68%を国内調達に。
- 鉄道省: 衝突防止装置の下、2,000kmの鉄道網の整備、400の高エネルギー効率のVande Bharat Train(高速鉄道車両)の導入。
- 財務省: 州政府への資本的支出目的の貸付が1兆ルピー。

Source: Budget documents

税収

各税収の推移(Rs. Crore)

主要な税収の増加

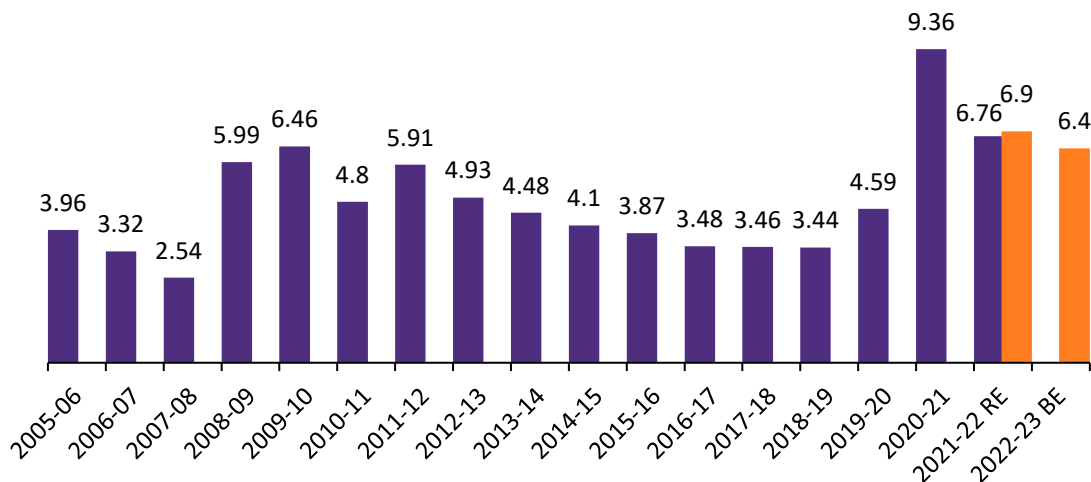


- 2022-23年度予算では、税収合計は2021-22年度予算比24.4%の27,5兆ルピー、そのうち、GST、法人税、所得税はそれぞれ28%、26%、26%。
- 各税収を見ると、GST、法人税、所得税、関税はそれぞれ2021-22年度予算比23.8%、31.6%、24.8%、56.6%増となる。

財政赤字

財政赤字/GDP比の推移(%)

財政健全化への懸念



- 2021-22年度の財政赤字の修正推計値は、GDP比6.9%(予算6.8%)である。
- 2022-23年度の財政赤字は、対GDP比6.4%となる見込み。
- 2025-26年度までに、対GDP比財政赤字比率を4.5%に削減する目標を持つ。

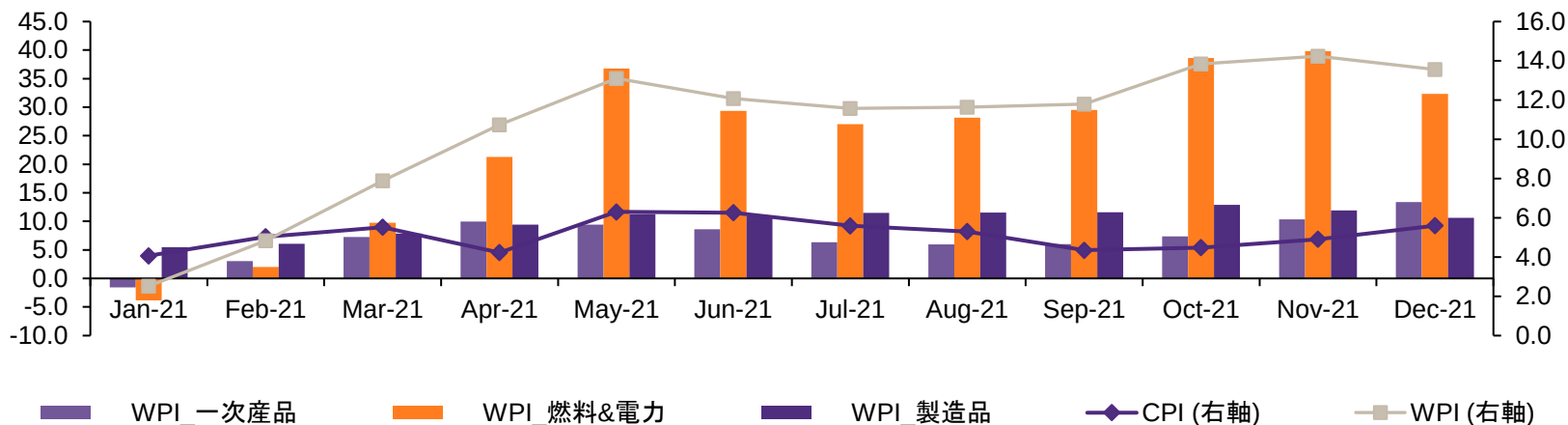
Source: Handbook of statistics on Indian economy, RBI and Budget documents

インフレ

インフレ率(%)

高水準の卸売物価指数(WPI)

- 消費の伸びが鈍化していることに加え、燃料や電力・一次産品価格の高騰に牽引されて、WPIが2021年4月から前年同月比10%を超える状況が続いている。
- 2022年2月、約7年4月ぶりにNY原油市場の先物価格が1バレル=93ドル台に達した。ロシアとウクライナの対立、OPECの増産計画が小幅だったことが懸念材料となった。



直接税に関する主要な変更点

個人所得税

個人所得税率に変更なし。

COVID-19関連で受領した金額の免税

従業員及びその家族の治療費

- 雇用主又はその他の者から従業員又はその家族の療養のために受領した金額は、福利厚生（perquisite）あるいはその他の所得とはみなされない。

死亡者の家族が、COVID-19または関連する病気で死亡した場合に受領した金額

- 雇用主から受領した見舞金（ex-gratia）への課税は免除される。
 - 雇用主以外の者から受領した見舞金の非課税限度額は100万ルピーである。
- * 死亡後12カ月以内に受領するあるいは、政府から通達された、その他の条件を満たすことが非課税を適用する際の条件となる。

法人税

法人税率に変更なし。

未払利息の社債への転換

- 金融機関/ノンバンク金融機関/指定銀行(scheduled bank)または協同組合銀行(co-operative bank)に対する支払利息を、社債または支払義務が延期されるその他の金融商品に転換することは、実際の支払いとは見なされないものとし、従って、当該転換による控除は認められない。

税務上、損金算入の認められない費用

- 次の場合、事業所得に関する損金算入は認められない。
 - インド国内外を問わず、法律により禁止されている事項。
 - 他者に利益を供与すること。ただし、当該利益供与が、その者の行為に適用される法律/規則/規制/ガイドラインに違反する場合に限る。
 - インド国内と国外の法律違反の複合

法人税

Surcharge及びcessの損金算入

- 事業所得の算定に当たっては、surchargeあるいはcessは控除できないことが明確化された。
- 本改正は、Assessment Year 2005-06から遡及適用される。

免税所得の稼得に関連して発生した支出の損金算入

- 現在、納税者は、免税所得を稼得するために発生した支出を、その免税所得が当該年度中に発生し、又は受領された場合に限り、損金不算入としてしている。
- 本予算案では、関連する免税所得が当該年度中に発生または受領されていない場合であっても、当該支出を損金不算入とみなす。



法人税

軽減税率適用に関する期限延長

- 製造会社の新設に対する15%の法人税率:優遇税率適用のための製品の生産開始期限を1年間延長し、2024年3月31日までとすることが提案されている。
- 「適格スタートアップ」に対する税制優遇措置:「適格スタートアップ」の設立期限を1年延長し、2023年3月31日まで延長する。

外国法人からの配当税率の修正

- 外国法人からの配当に対する軽減税率(15%)が撤廃され、通常の税率で課税される。

移転価格

非対面型税務調査/訴訟の導入遅延

- 移転価格担当官による税務調査及び紛争解決委員会による係争処理に対する非対面型税務調査の導入期限が2024年3月31日まで延長される。
- 非対面型のITAT(所得税審判所)への控訴に関しても導入期限の延長が提案されている。

所得税コミッショナーの移転価格調査における権限強化

- 本予算案では、移転価格調査官による通知書が所得税当局の利益に反すると判断した場合、所得税コミッショナーは移転価格調査官に対して通知書の修正を指示できるよう改正される。

仮想デジタル資産への課税

仮想デジタル資産への課税

- 仮想デジタル資産の譲渡所得に対して30%の税率で課税。
- 取得価額のみ控除が認められる。その他の支出/損失については、当該所得を計算する際に控除できない。
- 仮想デジタル資産の譲渡損失は、繰り越すことも、他の所得と相殺することもできない。
- 見なし公正市場価格を下回る価額で仮想デジタル資産を受け取る場合、受領者に対して課税される。
- 2022年7月1日より、仮想デジタル資産の譲渡の際に1%のTDSが課される。
- 以下の場合にTDSは適用されない。
 - 譲渡対価の受領者が非居住者である場合
 - 譲渡対価が50,000ルピー未満であり、支払者が
 - 事業所得または専門家報酬以外の所得を有する個人/HUFの場合
 - 当該仮想デジタル資産を譲渡する年度の直前の年度において個人/HUFの総収入または総売上高が1000万ルピー(事業所得の場合)または500万ルピー(専門家報酬の場合)を超えない場合
 - 上記以外で譲渡対価が10,000ルピー未満の場合。

仮想デジタル資産への課税

デジタル通貨の発行

- 予算案では、2022-23年度においてRBIによる中央政府デジタル通貨の発行が提案された。デジタル通貨の発行により、より効率的かつ低コストな通貨管理システムを目指す。
- RBIは中央政府デジタル通貨の特徴を以下のように説明している。
 - 中央銀行により発行されたデジタル形式での法定通貨
 - 中央銀行の債務として発行されること
 - 不換紙幣(金などの本位貨幣との兌換が保障されていない法定紙幣)と同等であり、交換可能であること

利点:

- 金融システムにおける決済リスクの軽減
- リアルタイムでの支払い
- 支払時の取引コストの削減
- 将来仲介者なしでの貿易決済が可能に
- 法定通貨の印刷、輸送、保管、分配費用の減少
- 金融政策の多様化(現金へのマイナス金利)

課題:

- 銀行預金の取引需要の減少
- 銀行の役割の再定義
- 危機時に銀行からの資金流出を加速
- サイバー攻撃
- インターネット環境の整備

税務調査・再調査手続き

非対面型税務調査

現行の非対面型調査手続きを簡素化し、様々な問題を解決するための改正が提案された。主な変更点は以下の通り。

- 非対面型税務調査を再調査手続きに適用。
- 当初非対面型調査において調査通知書の受領から15日以内に回答しなければならなかった。この期限が、調査通知書に記載される特定の日に変更された。
- 特別監査を実施する権限を付与。
- ビデオ会議/ビデオ電話を通じたヒアリングの実施に事前承認は不要。

再調査手続

再調査手続きの合理化が提案されている。

- 再調査通知書を発行するために、税務調査官は、特定の者より事前承認を得る必要はない。
- 調査(survey)、査察(search)、および類似の措置の場合に限り、再調査における通知書は税務当局の高官による承認後に発行される。
- 税務調査、再調査、再計算の完了期限に、移転価格調査も含まれる。
- 査察開始から査察資料が管轄の調査官に引き渡される日までの期間は除外される。この改正は、2021年4月1日から遡及適用される。

税務調査・再調査手続き

再調査手続

- 課税逃れの調査 (income escaping assessment) において、以下の項目が対象となる。
 - 取引またはイベントや行事に関する支出。
 - 会計帳簿への記録。
- 課税逃れに関する調査は、対象年度ごとに通知することになっている。

源泉所得税

事業または専門業の過程で生じる便益に関するTDS

- 事業または専門業から生じる便益または福利厚生 (perquisites) が居住者に提供される場合、10%のTDSが課される。
- ただし、その金額が20,000ルピー以下の場合、TDSの対象とならない。
- 本改正は2022年7月1日から適用される。

無申告者に適用されるTDS料率

- 現在、納税者が過去2年間法人税の申告を行っていない場合、高い料率のTDS/TCSが課される。この期間が1年に短縮されるよう提案されている。

その他の予算案

過年度の税務申告書の提出

- 本予算案では、過小に申告された所得がある場合に、当該Assessment Yearの年度末から2年以内に修正申告書を提出することを認める提案がなされた。過少申告に関する税率は以下の通り。
 - 修正申告が12カ月以内に行われた場合、税金と延滞利息の合計の25%。
 - 修正申告が12カ月より後に行われた場合、税金と延滞利息の合計の50%。
- 以下の場合、修正申告書の提出は認められない。
 - 当該Assessment Yearに既に修正申告書を提出している場合。
 - 当該Assessment Yearに関する税務調査/再調査/修正/再計算が保留中、または完了している場合。
 - 当該Assessment Yearあるいは対象Assessment Yearの前の2年間において、査察が開始された場合、または調査が実施された場合。
 - 税務調査官が特定の法律、またはインドの租税条約に基づき情報が利用可能であり、修正申告書の提出前に納税者に伝えられた場合。
 - 修正申告書の提出前に訴追手続が開始された場合。
 - 税務当局から指定された特定の者。

その他の予算案

訴訟管理

- 管轄の高等裁判所又は最高裁判所において、同一の法律問題に関する問の審議が継続している時は、税務当局による特定の事案について上訴は、延期される。
 - 延期の決定は、納税者の受諾を条件とする。
 - この場合の手続きは、適時に通知される。

事業再編における係争案件への対応

- 事業再編の場合、消滅会社に関する税務調査・訴訟手続は、存続会社に対して行われたものとみなす。
- 事業再編における存続会社は、関連機関による通知書の発行から6月以内に 修正申告を提出することができる。

非開示所得に対する損失の相殺

- 査察または調査中に特定された非開示所得と繰越欠損金・減価償却の繰越額を相殺することは認められない。

間接税に関する主要な変更点

物品・サービス税 (GST)

以下の規定は、通達に規定の発効日より適用される。

ITC利用期間の延長

- 当年度の仕入控除税額 (ITC) の利用期限は、次年度の11月30日まで延長。
- ITCの利用は、CGST法第38条の下納税者に対して詳細な情報を提供し、ITCの利用が制限されない場合は除き、GSTポータルから受領者が抽出した自動生成明細 (Form GSTR 2B) に反映される実際のITCの金額に制限される。

GST申告手続の変更

- GST申告における買手と売手の双方向コミュニケーションは廃止される。
- GST申告書の訂正期限は次年度の11月30日までに延長される。
- 売上サプライに関するクレジットノートの発行期限は、次年度の11月30日まで延長される。

同じPANを持つ納税者のGSTの支払い

- 納税者のCGST/IGSTの電子現金台帳残高を同じPANを持つ納税者 (Distinct person) の別のCGST/IGST債務に使用することが認められる。

物品・サービス税(GST)

ITC利用制限の推移

- ITCの利用制限が年々厳しくなっている。ITCの利用制限の推移は以下の通り。

期間	ITCの利用範囲	概要
09-10-2019 to 31.12.2019	GSTR 2A及びITCの暫定額	ITCの利用は、GSTR 2A(自動生成される請求明細)に記載された金額及び暫定ITCの20%に制限された。
01.01.2020 to 31.12.2020	GSTR 2A及びITCの暫定額	ITCの利用は、GSTR 2A(自動生成される請求明細)に記載された金額及び暫定ITCの10%に制限された。
01.01.2021 to 31.12.2021	GSTR 2A及びITCの暫定額	ITCの利用は、GSTR 2A(自動生成される請求明細)に記載された金額及び暫定ITCの5%に制限された。
01.01.2022 to till date	GSTR 2BのITCのみ	Form GSTR 2B(自動生成されるITCの明細)に反映されたITCのみ
2022年財政法施行後	GSTR 2BのITCのみ *右記の場合を除く	Form GSTR 2Bに反映されたITCのみ CGST法第38条の下納税者に対して詳細な情報を提供し、ITCの利用が制限されない場合は除く

物品・サービス税 (GST)

以下の規定は、通達に規定の発効日より適用される。

還付の過払いに関する改正

- あらゆる種類の還付金に対して還付金の控除・回収の範囲を拡大。

(2017年7月1日付)利息の変更

- 誤って使用されたITCに対する利息が24%から18%に変更される。

電子商取引事業者に関する変更

- 電子商取引事業者による申告遅延に対して遅延手数料が科される。
- 電子商取引事業者によるTCSの申告期限が次年度の11月30日まで延長される。

非居住納税者の月次申告期限の短縮

- 非居住納税者 (non-resident taxable person) の月次申告期限を、当該月の末日から13日(現行20日)に短縮する。

関税

2022年財政法の施行から適用

輸入品の過小評価

- 輸入品の過小評価を特定するために次のような規制を設ける権限を中央政府に付与する。
 - 輸入品の種類、選定基準、確認方法に関して輸入者に追加的な義務を課す。

事前裁定手続きの合理化

- オンライン申請を容易にするために必要な修正。
- 事前裁定の公表前ならいつでも事前裁定の申請を取り下げるように修正する。以前の取り下げ期限は申請から30日だった。
- 事前裁定の有効期限は、法律/事実の変更、または3年のいずれか早い日までとする。

重要な輸出入情報の保護

- 輸出入データの未承認の公開に対して、最大5万ルピーの罰金および/または禁錮6ヶ月を科す。

手続の簡素化

- 輸入品の免税申請手続きの簡素化・電子化 (2022年3月1日から適用)。

関税

2022年2月2日より適用

特定の品目に対する関税率の合理化

以下の目的のために特定品目の関税率を変更（詳細は、参考-関税率の変更を参照）。

- ・ インド国内製造の促進
- ・ インドで入手困難な重要原料の輸入
- ・ インド国内の製品の競争力を高めるために投入材/原材料を低税率で調達

関税率表の簡素化

- ・ 品目の削減、複数の免税通知の撤廃により関税率表を簡素化。
- ・ 関税免除項目のうち約350件が撤回されている。
- ・ 資本財やプロジェクト輸入に関連する約40の免税が、段階的に廃止されることが提案されている。

その他の関税率の変更提案

- ・ ウェアラブル、ヒアラブル、スマートメーターの国内製造のための段階的な関税率の変更。
- ・ 特定の鉄鋼製品（Straight Length Bars and Rods of alloy-steel, High Speed Steel of Non-Cobalt Grade, Flat rolled product of steel）に関するアンチダンピング税を恒久的に撤廃。

参考 – 関税率の変更

参考 – 関税率の変更(2022年2月2日)

Category	Description of goods	Pre-budget (in %)	Post-budget (in %)
Agricultural products and fishery sector	Live black tiger shrimp (<i>Penaeus monodon</i>)	30	10
	Frozen krill	30	15
	Algal oil for manufacturing of aquatic feed	30	15
	Cocoa beans, whole or broken, raw or roasted	30	15
Fuel, chemicals and plastics	Fuel oil	5	2.5
	Straight run fuel oil	5	2.5
	Low sulphur wax residue	5	2.5
Plastics	Vacuum residue, slurry	5	2.5
	Vacuum gasoil	5	2.5
	Sodium cyanide	7.5	10
Gems and Jewellery	Cut and polished diamonds	7.5	5
	Cut and polished natural gemstones	7.5	5

参考 – 関税率の変更(2022年2月2日)

Category	Description of goods	Pre-budget (in %)	Post-budget (in %)
Capital goods and machinery	S. G. ingot castings used in manufacturing of plastic processing machinery	10	7.5
	Ball screw and linear motion guide used in manufacturing of plastic processing machinery	7.5	5
	Bushing (made up of platinum and rhodium alloy, imported in exchange of worn-out bushing exported for refurbishment)	10	7.5
	Coffee roasting, brewing or vending machineries for use in the manufacturing or processing of coffee	10	5
Textile	Pile fabrics, other than long-pile fabrics or looped pile fabrics, of man-made fibres	25% or INR 100 per kg., whichever is higher	20
	Women/ Men overcoats, suits, trousers and jackets	25% or rate as applicable per piece, whichever is higher	20% or rate as applicable per piece, whichever is higher

参考 – 関税率の変更(2022年2月2日)

Category	Description of goods	Pre-budget (in %)	Post-budget (in %)
Electronics	Camera lens for use in manufacture of camera module for cellular mobile phone	10/ 15	2.5
	Specified parts for use in manufacture of transformers of chargers/adapters	10/ 15	5
	Copper/aluminium-based copper clad laminate for use in manufacture of PCB/MCPCB	5/ 7.5	NIL
Auto	Electrically operated vehicles	10	15/ 25/ 30/40/ 50/ 60/ 100
Miscellaneous	Microbial fats and oils and their fractions	30	10
	Umbrellas	10	20
	Recovered (waste and scrap) paper or paperboard for use in manufacturing of paper, paperboard or newsprint	NIL	2.5
	Project imports	0/ 2.5/ 5/ 10	7.5

参考 – 関税率の変更

wearables, hearables and smart metres

Sl. No.	Description of goods	Pre-budget (in %)	Post-budget (phased wise rates) (in %)			
			2022-23	2023-24	2024-25	2025-26
Wrist wearable devices (smart watches)						
1	PCBA	NIL	NIL	10	15	15
2	Charging cable	10	NIL	5	10	15
3	Battery	15	NIL	5	10	15
4	Display assembly	NIL	NIL	NIL	5	10
Hearable devices						
1	PCBA for hearable device	10	NIL	10	15	15
2	USB cable	10	15	15	15	15
3	Battery	15	NIL	5	10	15
4	Hearable devices	15	20	20	20	20

参考 – 関税率の変更

wearables, hearables and smart metres

Sl. No.	Description of goods	Pre-budget (in %)	Post-budget (phased wise rates) (in %)			
			2022-23	2023-24	2024-25	2025-26
Smart meters						
1	Assembled/populated PCB for smart meters	7.5	20	20	20	20
2	Communication module	10	NIL	NIL	5	10
3	LCD and backlight for LCD	15	NIL	5	10	10
4	Battery	10	NIL	5	10	10
5	Smart meters	15	25	25	25	25

グラントソントン・インドのご案内

インドをリードする専門ビジネスアドバイザー グラントソントン・インド



- 国内15拠点を展開
- 人員数4,500名超
- インド国内第5位



日系企業グループ (JSG)

JSGは、既にインドで事業を行っている、または今後インドで事業展開を考えていらっしゃる日本企業に特化した Grant Thornton・インドのチームです。

＜万全のアフターケア＞

複雑で分かりにくいインドでの制度・法律について、日本企業のニーズを的確に把握し、適時適切なアドバイスをご提供します。また、変化の大きいインドのビジネス環境や制度の変更等を踏まえ、アフターケア体制を構築しています。



日印の文化に精通し日本語対応可能なチームリーダーが窓口を担当



費用対効果を考慮したシームレスかつ日本企業に最適なソリューション



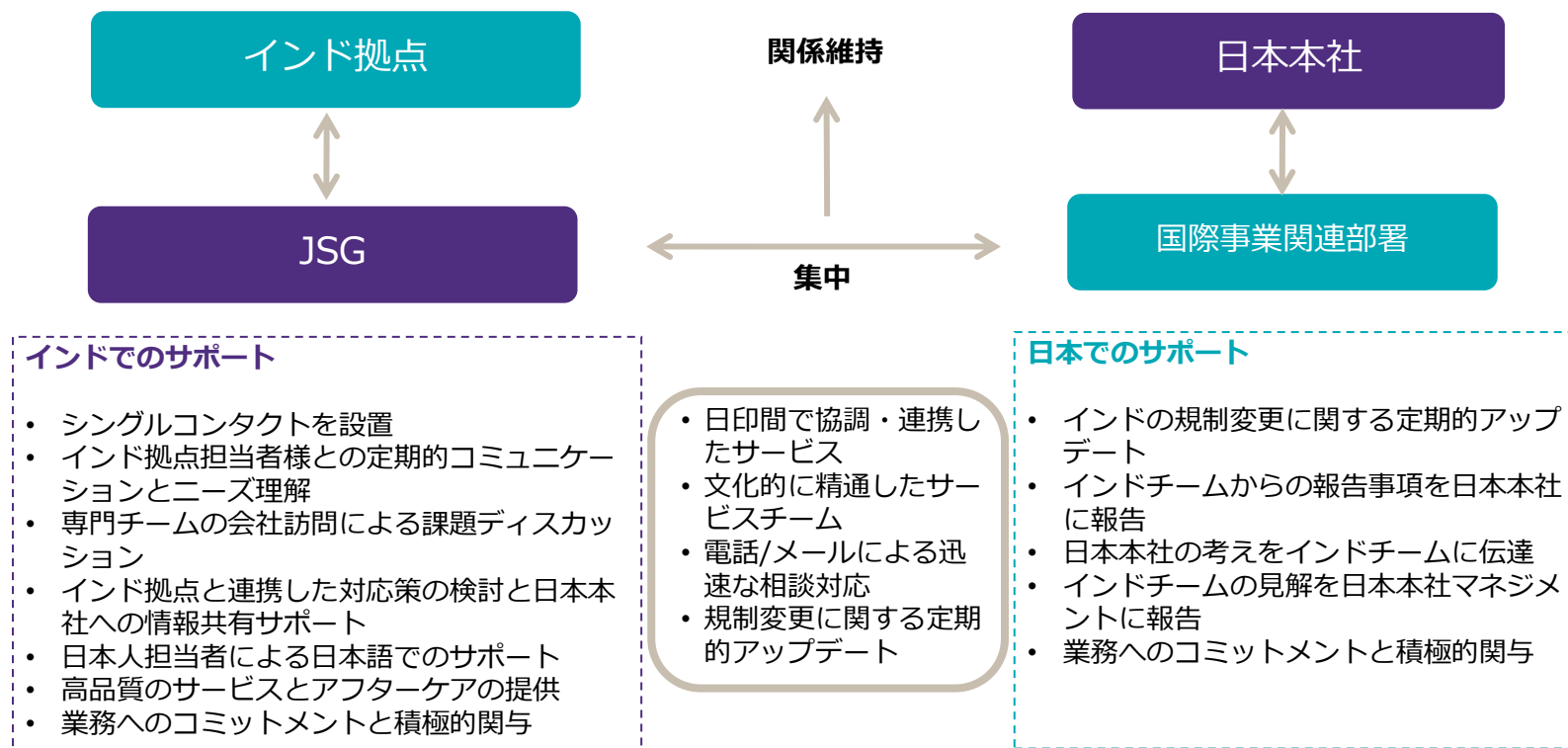
お客様のニーズに合わせた柔軟なアプローチを採用



インド国内における日本のお客様との豊富な業務経験

太陽 Grant Thornton との連携

日印の Grant Thornton が連携し、お客様とインドとの距離を短くし、お客様の真のニーズに応えてまいります。日系企業グループは、インド事業を行うにあたって必要となる各専門家からのアドバイスを、日本のお客様が適切に理解し、的確にご活用いただけるよう、サポートいたします。



健全なビジネスの成長をサポートするサービス

1

ROBUST

コンプライアンス

クライアントの皆様のビジネスに合わせた適切なコンプライアンスサービスの提供

2

GROWTH

最適ソリューションの提示

クライアントの皆様の成長をサポートするテラーメイドの実効的なアドバイスの提供

→ 保証業務

投資家やステークホルダーが透明性の高い財務報告を求める今、私たちは健全で誠実な監査を提供いたします

- 法定監査業務
- 財務報告アドバイザリーサービス

→ Growth

初期のコンセプト段階から、事業計画のフィージビリティ評価、ビジネスの成長サポート、出口戦略に至るまで、私たちはクライアントの皆様のニーズに応えるあらゆるアドバイスを提供いたします。

- 企業価値評価
- デューデリジェンス
- MAアドバイザリー
- ビジネスコンサルティング

→ 税務業務

クライアントの皆様のビジネスに合致した最適な税務コンプライアンス・プランニング戦略を構築します。私たちの解決指向型のアプローチで、税務上の課題の最小化を図ります。

- 法人税・個人所得税
- GST・関税
- 移転価格
- コンプライアンス・アウトソーシング

健全なビジネスの成長をサポートするサービス

→ 公共部門

中央・州の政府機関に対して資金を効率的・効果的に使用し、コンプライアンスを強化するためのサービスを提供しています。

- 戦略
- 影響調査
- 業績管理
- プログラム管理
- スポーツ・都市インフラ・農業・技能開発

→ Risk

Risk関連サービスでは、組織におけるリスクの特定、対応策の導入を支援します。

- ガバナンス・リスク・オペレーション
- フォレンジック
- ITリスク
- コーポレートインテリジェンス
- サイバーセキュリティ

→ DigiTech

DigiTechではデジタル化社会において貴社のビジネスを再考することにより、新しい概念を提供します。

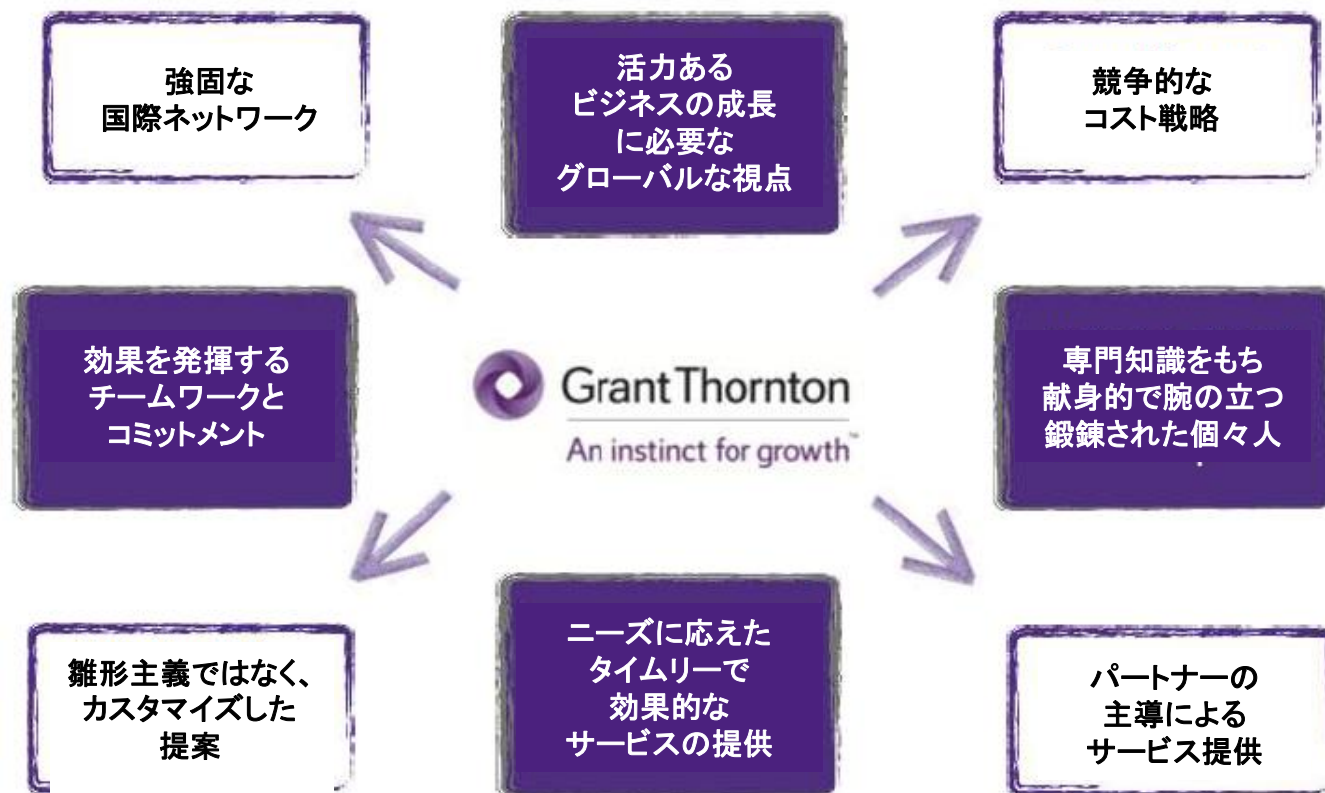
- デジタル・トランスフォーメーション
- ITアドバイザリー
- 情報管理・分析
- ブロックチェーン
- ロボティックス・プロセス・オートメーション

→ 企業再建

弊社は不良債権・事業の購入・投資に関する豊富な経験を有する。

- 負債アドバイス
- 独立したビジネスレビュー
- 倒産サービス
- 隠し資産の特定

Grant Thorntonが選ばれる理由



インド国内拠点ー13都市15事務所

NEW DELHI (National Office) Outer Circle L 41 Connaught Circus New Delhi 110 001	AEROCITY NEW DELHI 6th Floor, Worldmark 2 Aerocity New Delhi Delhi 110037	AHMEDABAD 7th Floor, Heritage Chambers, Nr. Azad Society, Nehru Nagar, Ahmedabad 380015	BENGALURU 5th Floor, 65/2, Block A, Bagmane Tridib, Bagmane Tech Park, C V Raman Nagar, Bengaluru 560093
CHANDIGARH SCO 17, 2nd Floor, Sector 17 E Chandigarh 160 017	CHENNAI 7th Floor, Prestige Polygon, 471, Anna Salai Chennai 600 018	DEHRADUN Suite no. 2211, 2nd floor, Building 2000, Michigan Avenue, Doon Express Park, Subhash Nagar Dehradun 228004	GURGAON 21st Floor, DLF Square Jacaranda Marg DLF Phase II Gurgaon 122 002
HYDERABAD 7th Floor, Block III White House Kundan Bagh, Begumpet Hyderabad 500 016	KOCHI 7th Floor, Modayil Centre point, Warriam road junction, M.G.Road, Kochi 682 016	KOLKATA 10C Hungerford Street 5th floor Kolkata 700 017	MUMBAI 16th floor, Tower II Indiabulls Finance Centre, SB Marg, Elphinstone (W) Mumbai 400013
MUMBAI 9th Floor, Classic Pentagon, Nr Bisleri factory, Western Express Highway, Andheri (E) Mumbai 400 099	NOIDA Plot No. 19A, 7th Floor, Sector 16-A, Noida 201301	PUNE 401 Century Arcade Narangi Baug Road Off Boat Club Road Pune 411 001	

主な日系企業のクライアント



お問い合わせ先

荒木 基晃 (アラキ モトアキ)
Grant Thornton Bharat LLP
USCPA, MBA

(Mail) Motoaki.Araki@IN.GT.COM
(電話) +91 124 462 8000(Gurgaon事務所代表)

Gurgaon事務所
21st Floor, DLF Square, Jacaranda Marg
DLF Phase II, Gurgaon 122002

